

平成20年
(仮称)自治基本条例検討連絡会議
会議概要記録

平成20年1月18日
新宿区議会

開会 午後 1時32分

辻山座長 第3回の検討連絡会議を開きたいと思います。

最初に、猿橋委員のほうから15時ぐらいで中座をしたいという申し出がありますので御紹介しておきます。

それから、本日は前回やりました区民参画のあり方をどうするか引き続きの検討ということになります。この間、小委員会でも議論されたということですので、最初に小委員会での検討状況について少し御紹介いただければと思います。

根本委員 特に小委員のほうの皆さんに1月15日の特別委員会と、その後の小委員会での議論を踏まえて、御意見をもとにきょうまで副座長、それから座長にも入っていただきながら議論を深められるように、15日出した副座長たたき台というのをもうちょっと煮詰めました。それで、きょう、お手元にいっているのどこが変わったかということを中心に説明して、後は野田委員のほうから細かくもうちょっと話してもらいます。

1つは、検討連絡会議の性格のところでは区民検討組織ができた時点で連絡会議はずっと凍結になって、それで最後の最後にもう1回三者連絡会議になるのかという意見が出されたんですね。図によるとそういうふうに読めるということで、それはそうじゃなくて区民検討組織ができて、区民検討組織の中での議論を見ながら、二者の連絡会議は並行して必要に応じて開いていくと。そして、区民検討組織の中から6名の代表の方が選ばれたところで三者連絡会議、ここで基本的には条例原案を練っていくんだというようなことを明確にしました。かなり小さい字で書いてあります。

それからもう一つは、区民検討組織は32名以上ということになっていたんですけども、公募委員は小委員会の議論を受けておおむね16名と。それから、応募が16名を超えた場合は抽せん。論文ではなくて、スペースを限定し自由に意見や思い等を記入していただくと、応募条件ですね。それから、これは男女の基本的な枠は8名と言ったわけじゃないんですけども、性別で偏らないようにしようという意見がありましたから、こんなことを入れました。

それから、応募資格については、小委員会の中では18歳以上、在住者ということでおおよその意見がありましたけれども、ここについては検討連絡会議で座長の御意見なども伺いながら検討連絡会議の中で確認していくというようなことで、応募資格については書いてありません。

それから、2枚目のほうの公募について、それからその下、32人以上というところの、これはおおむね16人です、これはね。それから、区民部会として6人を出していただくと。その構成案というのは2、1、1、2とありましたけれども、これは確認されていないということもありますし、それから区民検討組織の中から6名、どういう形で選んでいただくのかというのはもう少し区民検討組織の皆さんの判断ということもあるでしょうから、頭から2、1、1、2というのはどうかということで、これは一応、前回、小委員会のときに出ていましたけれども、そこは外しました。

それから、区民検討組織の事務局は小委員会のときには企画政策課ということしか入っていませんでしたけれども、ここに議会（事務局）。括弧にしたのは、小委員が事務局を兼ねるのか、事務局にやってもらうのかというのはまだ来年度どういう人員配置になるかも含めてははっきりしないものだから、とりあえず括弧して議会ということにしたと。これが小委員会の議論を受けて、小委員のところまでまとめて副座長と私の間で、あと座長の御意見もいただきながら、きょうまで煮詰められるところは煮詰めておこうということで修正したところでございます。

辻山座長 ありがとうございます。

そうしますと、そのことを含めて全体的なたたき台ができているということになりましょうか。では、それについては野田委員からお願いします。

野田委員 それでは、（仮称）自治基本条例制定に向けた区民参画のあり方について、両副座長でまとめましたたたき台ということで、この資料に沿って御説明をさせていただきます。

お手元に配付しております資料が3枚。初めに、A4横の資料、A4横のカラー印刷のほう、こちらの資料を御説明させていただきたいと思います。

こちら、真ん中辺の上半分のところになります。平成20年度の5月から7月にかけてのところ、この部分のところから御説明をさせていただきますが、5月から7月にかけて各特別出張所単位に10カ所で地域懇談会を実施いたします。この期間、5月から7月ということで広く設けてお

りますのは、地区協議会の役員改選のある地区が4地区ございますので、5月中に役員改選のない地区を開催して、6月下旬から7月下旬ぐらいにかけて役員改選を終えて新しい役員に落ち着いた地区、こちらを開催しようというものでございます。この開催主体は区議会議長と区長の共同主催ということで検討連絡会議が呼びかけをして、検討連絡会議の委員が参加していくということを考えております。同時に、5月から6月にかけて、この1カ月間で区民検討組織の委員の募集を行っていきいたいというふうに考えております。

この区民検討組織につきましては、その下の部分のところをごらんいただきたいと思います。区民検討組織の構成といたしまして、地区協議会が10名、町会、自治会3名、NPO3名、応募、おおむね16名となっております。後ほどここで御論議いただきたいのは、まずは公募区民の数です。おおむね16名ということになっていきますけれども、16名で決定していいかというところを御論議いただきたいというふうに思っております。

それから、こちら、米印のところに応募資格となっておりますけれども、ここの応募資格についても先ほど根本副座長のほうからもお話ございましたけれども、住民だけに限定するのか、あるいは在勤、在学、活動団体まで広げるのか、この辺のところの御論議をいただきたいというふうに思っております。

それから、公募時の審査ということで、こちらのほうでは「論文ではなく、スペースを限定し自由に意見や思い等を記入する」というふうに書いてありますけれども、ここの部分、A4、1枚程度の自由に意見や思い等を記載して提出していただく方法でいいのか、あるいは1,000字程度の論文を提出していただくという方法を考えるのか、そのこの部分の公募時の審査についても考えいただきたいというふうに思っております。

それから、応募者が募集人員を超えた場合の選考方法ということで、論文の点数の上位から選考するという形になるのか抽せんによって選考するのか、この辺のところも御論議いただきたいというふうに思っております。

それから、今も出ましたけれども、公募の枠組み設定ということで、こちらのほうに記載があるように男女比の枠組みを設定するのか、あるいは設定しないでフリーとするのか、この辺のところを御論議いただきたいというふうに思っております。

それから、その右のところへいきますと、区民検討組織運営案という形で書かれております。ここのところは部会を設けてテーマ別に設置しようというところでございます。テーマについては別途議論するものということで、3部会ぐらいに分けてテーマ別に設置してはどうかというところの御論議でございます。部会員は固定しないで、そのテーマだけではなくて、毎回あるいは徹底的にシャッフルして入れかえて全体のテーマについて皆さんに関与していただく、そういうような仕組みを考えております。そして、平成20年末を目途に検討連絡会議に参加する6名を選定するという形になります。

この検討連絡会議に参加していただく区民検討組織の6名、この内訳については区民検討組織が設置された後にその組織自身で決めていただくという形にするのか、あるいは現時点で決めておくものとするのか。そして、その場合の内訳をどうするのか、このことについても後ほど御論議いただきたいというふうに思っております。

次に、資料の上半分のところの右側の部分になります。検討連絡会議について記載した部分でございます。

ここの検討連絡会議につきましては、区議会委員、区民委員、区職員委員ということで、区議会委員のところは小委員会ということで上のところに示しておりますけれども、条例案または条例に盛り込むべき事項を検討。そして、専門部会も同じように条例案または条例に盛り込むべき事項を検討。そして、この枠の下で区民検討組織、ここにおいても条例案または条例に盛り込むべき事項を検討ということで、それぞれ親組織においてこれらの事項を検討していくというものでございます。

そして、この四角の中の部分、検討連絡会議の役割ということですが、基本的には小委員会、区民検討組織、そして専門部会において議論・検討する条例案または条例に盛り込むべき事項について、適時、三者間の意見・情報交換を行って、最終的に検討連絡会議として条例原案をまとめていこうというものでございます。

そして、前提としては小委員会、区民検討組織、専門部会はそれぞれ条例案または条例に盛り込むべき事項について検討するというものでございます。

そして、検討連絡会議は、その三者の検討内容について、意見・情報交換を行う場ということで考えております。

そして、検討連絡会議は、小委員会、区民検討組織、専門部会がそれぞれ検討した条例案また

は条例に盛り込むべき事項について、検討連絡会議として最終的に条例原案をまとめるということで、この部分については平成21年8月から10月ぐらいを想定しております。

そして、小委員会はその検討結果を最終的に、自治・地方分権特別委員会へ報告すると。

それから、一番下の星印になりますけれども、区民検討組織において検討連絡会議に参加する区民委員6名が選任されるまでの間、およそ半年間になりますけれども、検討連絡会議は必要に応じて随時開催するというものでございます。区民委員6名が選任された後は、検討連絡会議は定期的に三者で開催していくというものでございます。

そして、一番下のところの先ほど出ました区民検討組織、ここは平成21年7月をもって解散という形で考えているというものでございます。

そして、一番右のところになりますけれども、区長は提出された原案をもとに区の素案を作成いたしまして、平成21年11月ごろパブリックコメントを実施していく。そして、パブリックコメントの結果を踏まえて区の条例案を決定いたしまして、平成22年の第1回定例会議案として上程し、議決を予定すると、こういう予定になっております。

次に、別紙2のほう、2枚目の資料で縦型の別紙2ということになります。

これは先ほども根本委員のところからも御説明がありました。真ん中辺の(仮称)区民部会の計6名の構成案が点線になっております。四角で囲っています。これは前回、地区協議会委員が2名、町会委員が1人、NPO委員が1人、公募委員が2人ということで構成員を出しておりますけれども、この部分については本日御論議いただくということですので、前回の資料からこの部分を空欄にさせていただいたというものでございます。

そして、最後に区民検討委員を募集する際、その募集要領ということで、これもまだ全くのたたき台でございます。ただ、どんなものが示せるかということで資料として先に出させていただきました。

これについても概略を説明させていただきたいと思いますが、「わたしたちにとって、『自治』ってなんだろう！」ということで、(仮称)自治基本条例・区民検討委員を募集しますというものでございます。「新宿区における自治の基本理念や基本原則を明らかにする、(仮称)自治基本条例をいっしょに考えてみませんか？」と。「自治とは何なのか、私たちの暮らしにどう関係してくるのかなどを区民の立場からともに考え、『まちの憲法』といわれる(仮称)自治基本条例を自分たちで検討する、区民検討委員を募集します」ということで募集要領でございますけれども、募集人員ということで16人ということで、今現在、これはおおむねというふうにしております。後ほど御論議の結果を踏まえて、きちっとした確定した数字を入れてまいりたいというふうに思っております。

そして、任期ですけれども、この部分は平成20年8月から平成21年7月までを予定しております。そして、検討連絡会議に区民代表として出席される方、6名の方の任期は平成21年10月までということで、これも予定として書かせていただいております。

そして、お願いする内容としては、区民検討会議への出席、それから(仮称)自治基本条例(区民検討案)の検討と最終的な提案という形になります。そして、代表の6名の方には、区民、議会、執行機関の三者が設置する検討連絡会議に区民代表として出席いただきますということで、謝礼についてはなしということで、応募方法について必要事項を御記入の上、当課までということで、現在6月30日を必着ということでこういったところを募集していきたいというふうに考えています。

そして、この裏面になります。裏になりますけれども、ここが申込書ということで、申込書の内容をざっと今の段階で考えさせていただいています。そして、下に区民検討委員を希望した理由をお聞かせくださいということで、ここにそれぞれの思いを記載していただくかなというふうに考えています。この部分のたたき台についてはどんなものが考えられるのかということで、全くのたたき台ということで本日出させていただいておりますので、この部分についてもまた後ほど御論議いただければなというふうに思っております。

以上、雑駁でございますが、この3枚につきまして両副座長からたたき台ということで御説明をさせていただきました。よろしく願いいたします。

辻山座長 ありがとうございます。

大分詳細になってきたなと思いますけれども、御質問、御意見などありましたら最初に全体を通じてお聞きしておきます。

特にないようであれば、今の説明の間にも幾つか論点があるようでしたけれども、総括的なことですが、私のほうから1つだけ最初にお聞きしておきたいのは、この資料、たたき台の

黄色いのが入った図の中で一番右のほうに、平成21年の暮れにかけて区長が条例原案をパブリックコメントにかけて、そして議会に上程すると、こういうことになっていきますけれども、議会はやらないんですか、自分たちで。今、委員会提案というのができるようになったでしょ。議会が、だって検討連絡会議で一緒にやったのに議会は提案しなくていいのか、最後の提案だけ区長のほうへ持っていかれるのはおかしくないかとちょっと思いますけどね。これは今決めなくてもいいですけれども、検討しておいていただきたい。全く同じ同文のものでも、やはり議会としてかかわったんだから提出すべきじゃないかと。ついでにパブリックコメントも議会でやったらどうかとちょっと思ったんですけれども。

山田委員 私も同じようなことを思っておりまして、それで事務局に内々、どなたか忘れましてけれども、聞いたことがあるんですけれども、そういうことは前例がないと言ったか、あるいはできないとか、要するに否定的な答えが返ってきたような気がするんですね。だから、改めて今の座長の提起について、やろうと思えばできるのか、それとも制度的にできないのか、そのことをちょっとお聞きしたい。

議会事務局次長 同じ条例案文、全く同じものを議会と執行部から出すということは、多分、今まで従来からですけれども、ないんですね。仮にできないということではないかと思うんですが、それをやった結果がどういうふうに波及するのかが、ちょっとその効果などもはかり知ることが非常に難しいかなと思っております、また逆にそういうふうにも両方出てきたときに審議というのがどういう形になるのかもちょっと想定ができない部分がございます、やれないことはないのかもしれませんが、ちょっと研究する必要があるかと。

辻山座長 去年4月から委員会提出の議案というのができるようになりましてね。これの扱いをどうするのかと僕も実務はわからないんですけれども、禁じられていない以上、やってもいいだろうと思うし、問題は進め方なんですよ。区長提出案と議会提出案とどういうふうにも日程を組んで審議するのか。中身は一緒ですから1日交代でやってもいいし、ということでは区長提案の条文をやるときには質疑という形で、議会提案のものについては議員のほうで質問を受けるという形でやると。これ、まだ前例がありませんのでちょっと検討していただいて。

議会事務局次長 議員提案のときに、議員がすべて意思一致して合意して出している場合というのは質疑を省略しているんですね、私どもの議会は。ですから、議会運営委員会で議員提案条例ですべて合意に基づいて出しましたとなりますと質疑省略ですので、もうその条例案分そのままが本会議にかかって、すべて審議を省略して可決というようなこととなりますので、常任委員会とか特別委員会で付託して審議することもないですね。ということもやっているものですから、そういうふうになりますと区長から出されたほうを審議して、全く同じ案文のものを議会のほうで審議省略というのも非常におかしな話にはなってしまうので、内容が違っていればあり得るんでしょうけれども。

辻山座長 しかし、区長提案のほうもここである程度の合意が形成されて、持ち返って議会として承認してしまうと質疑の意味がないですね。ですから、申し上げているように議会提案といってもそれは委員会提案ですから、恐らくは合同特別委員会の提案になって、他の議員の方たちと相互に質疑をするということになるのかなとは思いますが、僕が言っているのは、もちろんあなたのような立場から言えば茶番なんです。同じことをやる。だけれども、それはこうやって一緒にやろうねというふうにも企画した精神から言えば、やっぱりゴールもそういうふうにも設計しておくべきじゃないかとちょっと思ったものですから、もちろんここで検討、答えを出さなくてもよろしくて、なぜかという、ここの課題ではないからだと思います。

八十委員 座長、ちょっとそれ、非常に法制執務上から疑問に思うんですけれども、パフォーマンスとしてはおもしろいでしょう。ただし、技術的にいろいろ問題があるとしても公布行為、2つの同じ条例が、2つが可決されて2つ公布されたときにどうなるのかということですね。公布行為はだれがやるんですかという、最終的には区長ですね。パフォーマンスとしてはおもしろいですが、全く同じ2つの条例が同じ自治体の中から出るということは、これはおかしいというのと、地方自治法上の提案権というのはそういう趣旨のパフォーマンスをやれというんじゃないかと、従来、議決機関であった議会が立法権も相当持つてくると。しかも、委員会にも立法

権を持たせようとするような趣旨でありまして、今回のようなパフォーマンスを想定した自治法の改正ではないと考えております。

辻山座長 もちろん。

八十委員 ですから、当然パフォーマンスではおもしろいですが、実際、法制執務上、結果的には果たしてどうか。できるのかなと思ったら、不可能だと思います。

山田委員 私がもともと考えたのは、2つの同じ条例を区長も出すし議会も出すということではなくて、要するに今までは条例は首長が提案するか議員が提案するかということなんだけれども、要するに区長と議会が共同で同じ条例案を提出するという、そういうやり方のほうが作業の形態からしても私は好ましいというふうに思うんですね。問題は、そういうことが法的にできるかどうかということなんですけれども、今の八十委員の指摘はもっともだというふうに思いますけれども、全く同じ条例を別々の人が出すということじゃないやり方というのは考えられないかと。

議会事務局局長 議決機関と執行機関が一緒にやっていくということの問題も当初から考えられましたので、要するに議決機関としては最終的な議決権というのは既にあるわけなんです。だから、他の区で、ある会派は一緒にやってきても最終的には反対するという場合もあるわけですね。ですから、そういったことからいけば、議員提案条例で区の場合は全員で合意して出します。果たしてそういうことがあるのかなと。したがって、最初に協定をやったというのはそういう意味なんです。一緒にやっていく上での協定を結んでいくというのは、最終的な議決権は留保されたまま、ただ一緒に検討していきましょうという趣旨だと思いますけれども、いずれにしろちょっと研究はしなきゃなりませんけれども、今あったような発言もありますので調査しますけれども、今の状況、全く同じものが出るというのはいかがかなと。

辻山座長 ちょっと教えてほしいんですけど、議員提案というのは議会で合意がとれているものを出すという慣例なんですか、議員提案というのは、12分の1以上でいいんですよ。

議会事務局次長 今回の条例を議会が提案する場合は、議員の定数上、何人かの最低人数があれば議案は提案できるわけなんですけれども、実際にそういう意味ではある部分で議員の提案ということですね。委員会となれば委員会の承認を得て、委員会が一致、合意を見た段階で委員会が出すということになるわけですが、通常、議員が合意をするというふうな場合の議員提案というのは議決に向かっていくような提案というのは、全員合意のものがほとんどだということです。一部のもので、大体それはなかなか賛同が得られない場合も多いということです。だから、全員が合意するような議員提案のものは、全員の議員の合意に基づいて議決されているということかと思えます。

辻山座長 特別委員会、これ、全員でしたっけ。全員ではないんですか、ああそうですか。だから、委員会提案という形であれば、当然議会の一部の提案ということになりますから可能性はあるというふうには思いますけれども、もちろんこの会議の持ち方自身が多分、機関対立主義とか何か言っている法の趣旨からいえば例外的にやっていて、多分、前代未聞かどうかはわかりませんが、実験的にやられているので、そういう始末の仕方についても少し実験的な、この趣旨をどういうふうにかかしていかという観点で考えてみたらどうかと、こういう提案ですので、最終着地点までにそれは皆さんで決めていただければいいということになりますので、念頭に置いておいていただきたいと思います。

さて、それでは個別の論点についてお諮りしていこうと思いますが、はい、どうぞ。

久保委員 すみません、論点の前にちょっと間違いじゃないかと思うことが1カ所気になったんで聞いておきたいんですけど、いいですか。

黄色いページの中段の2番目の真ん中の四角の中の区民検討組織運営案の二重丸印の3番目、20年末をめどに6名を選定するという、この20年末が間違っているんじゃないかというふうに思うんです。平成20年12月なんて、そんなにのんきなことをしていたら、この組織はまるっきり動かない。これ、多分、平成19年度末のことを言っているような気がしてならないんですけど。

辻山座長 平成19年度末はもう終わっていますから、年度。

久保委員 年度ならわかるんですよ。平成20年末というのは平成20年12月でしょ。12月にやって区民委員が出てきたんじゃない間に合わない、これが全然わからない。

辻山座長 これは私も多分意見を言っていると思いますけれども、つまり区民の人たちが集まってきていて、できれば区民の人たちの意見を代表はし切れないんだけど、正確に伝えてくれる委員を選んだほうがいいだろうということで、半年ぐらいこの部会でいろいろな意見交換しながら、あの人だったら信頼できそうだとか、あの人はしっかりした意見を持っているとかいうことを参加された区民の委員たち同士が評価できる、そういう時期を置いたほうがいいんじゃないかと。

久保委員 この形でいくと、平成21年1月からしか検討連絡会議がきちっと発足できないんじゃないですか。平成20年12月をめどに区民委員の6名を選んだら。そうすると、検討連絡会議が平成21年1月まで待っていなきゃならない。

辻山座長 区民検討組織に入らないんですか。

久保委員 連絡会議に参加する区民委員の6名が決まるのは平成20年12月をめどなんでしょ。ということは、めどだったら12月31日に決まるかもしれないですね。そんなにのんびりしていいのかな。

辻山座長 これは年末ですから、そうですね。12月末ですけども、ここの含意はこれでいくと半年ぐらいですか、そんなにないのかな。

久保委員 今からいったら11カ月後ですよ。

辻山座長 そうですね。

久保委員 11カ月かけて区民の6名を選ぶというのは、随分のんびりしている。

猿橋委員 実はこのことですけども、要するに区民検討組織の中から検討連絡会議に入る6人の区民委員をどういうふうを選ぶかということがこれの中身ですね。当初、私どもが考えているときに、区民会議での体験からいきますと、集まってきた皆さん方がこの中から代表を選んでくださいといっても、一、二カ月ですぐ生まれるというものではないんですね。大体、やはり皆さんいろいろ顔見知りになって打ち解けて話して、相手が何を考えているかわかって、その中でいろいろな議論の中でこの人なら代表に送り込んでもいいだろうというのが大体出てきますから。区民会議の例からいきますと、早くてもそれはやはり四、五カ月かかっています。皆さんがなじんでいろいろな議論を一通りして、この人を自分たちの代表として送り込もうといくまでに。

そうすると、今回の区民検討組織が立ち上がるのは8月ですから、実質的に8月から議論が始まるわけですよ。8月から四、五カ月かかったとしても、遅くても、どう早く見込んで11月か12月ぐらいにならないと組織として成熟しないだろうと。その中からきちっとした代表を選んでもらうということは二、三カ月でやってくださいとこっちが言えなくはないですが、現実の上からするとそういうわけにはいかないだろうということで、かなり余裕を見て年末ぐらいまでに区民の代表の委員を選んでいただくという段取りになるのではないかなということで、こういう落とし込み方をさせていただいたんですね。

ですから、これは今までの経験則でこういうふうに物を言っていますので、いやそうじゃない、もっと早目に落とすべきじゃないかという御論議もあるでしょうけれども、それはちょっと実態からいくとなかなか難しいんじゃないかなというのが私どもの判断。

久保委員 わかりました。そうすると、検討連絡会議が実際に発足するのは12月めどだとして、8月にできればできるんだらうけれども、一応12月をめどでいくと、平成21年1月から三者が集まった検討連絡会議が動き出すと。それまでの間、こういう考え方でいったら理論的には、議会側は委員会がずっと検討していくと。皆さんのほうも専門部会のほうでずっと検討していくとい

うふうにいかないと理論的にはおかしいですよ。もしそうでないので、今までのようにこうやっているなら、区民委員を除いた二者だけで12月まで検討していくといたら、一体この二者の組織は何なんだということになる。

検討連絡会議を構成する大事な区民委員の6名が来ることを予想して今会議をやっていますが、そんなに11カ月も区民委員が出てこない検討連絡会議が11カ月も二者だけでやっていくというのは理論的におかしいんじゃないですか。それで、理論的に言うなら、それだったら専門部会はずっと12月まで独自でやる。議会のほうも委員会で12月まで独自でやるというのでなかったら理論的には成り立たないだろうと。

辻山座長 私のイメージはこうなんです。区民検討組織が動き出して、そしてどういう運営になるかはわかりませんが、さまざまな意見が出て収拾がつかなくなることもありましようし、優秀なファシリテーターがいてまとまっていくこともありましようが、それに参加されたり、わきで見ておられて、ここの会議の人たちが随時集まって、区民検討組織と共有しておくべき論点を一応議論しておくというようなことを随時やっていくことが結構多いんじゃないかと思っているんですよ。

久保委員 それで、実質的にやるんでしたらそれはそれでいいから、区民委員が出てくるまでの間は仮検討連絡会議としてこの組織で続けていけばいい。

辻山座長 仮として。

久保委員 仮として。それでなかったらおかしいです。

辻山座長 確かに、検討連絡会議19人という組織になっていないと、そういう趣旨ですね。そう思いますね、私も。それはどうでしょうか。区民委員6名が選出されるまでは仮という形で会議をもっていくと。

久保委員 検討連絡会準備会でもいいですよ。

議会事務局次長 実は小委員会の中の議論の中では、皆さん区民の参加をどういうふうな形にするかというのをずっと議論してしまして、やはり6、6、6の対等の関係でいこうじゃないかという見解が主流を占めていたんですけども、6人の区民だけじゃ少ないじゃないかという意見も一方にありまして、母体となる32人程度の区民組織をつくったということがありますが、その段階で実は小委員会のほうでは既に6、6、6のところ論点整理をどんどん進めていって、そこでも議論をしていくべきだという考えがあって、それで区民組織の6人の方は常にフィードバックをしながら論点を整理して持ち上げてというように、そういうふうなお考えがちょっと中心にあったんですね。

ですから、今のこの図を見ると、論点整理をする肝心の検討連絡会議は非常に条例の議案、起草部会のような形のほうにいろいろと引っかかっているものですから、今のよう疑問が生じてきたんじゃないかと思うんです。そういう意味では、今の提案の形ですと、大きく区民組織の検討部会が今まで小委員会で考えていたものよりもずっと大きくこちらがクローズアップされた形になっておりますので、そこを一度きちっと協議して合意をしていかないと、お互いに考えがすり合わさっていかないかもしれないなと思いますね。

確かに、先ほど区民の組織では代表の数を決めるのにすぐにだれと決まらないで、その間、四、五カ月かかるということだと、当初、小委員会で考えていた検討連絡会議で検討して、フィードバックしながらやるというのは実際的ではないんだということにもう一度戻って、じゃ実際的なやり方をということで意見のすり合わせをしていただいて。

根本委員 ここのところは小委員会の中でもそんなに固まっているというか、今言ったほどに固まっているわけでもなくて、もっと議論しなくちゃいけないところがあるというふうに思っているんですよ。何でかと言ったら、直接我々の手が届くところでないところの区民検討組織を立ち上げてもらって、そしてそこで議論してもらおうということだから、余り我々がこうでございませよ、このとおりやってくださいよというんだったら、何のための区民組織なんだという話になるわけだから、そのニュアンスの違いは議会の小委員会の中でもあるんですよ。

そこで、まず議論の前提としてこれは間違いでしょうという質問はなしだということですね。間違いじゃないということですよ。提案は平成20年末までに、区民検討組織の中の代表を6名選んでいただくというような中身の提案で、これを土台にして議論をするということじゃないとかみ合わないんだよね。だから、そういうふうにして議論をしましょうというか、してくださいという話になるんですよ。

そうすると、小委員会の中でも議論したけれども、ここの中でも議論しなくちゃいけないと思うんだけど、32名の皆さん方で区民検討組織をつくってくださいと。そして、32名上がったときに、6名は基本的には2、1、1、2で代表者を選んでくださいというところまで、我々は区民検討組織に対してそこまで決めてお願いするのか、あるいは区民参加ということの中で議論を深めてもらいながら、その中から6名の代表をその中で自主的に選んでもらうのかというのは、この違いは多分代表を選ぶ時期の違いになってきているんだと思うんですよ。これは小委員会の中でも僕はどちらかといったら後ろのほうで考えていたからね。だけど、小委員会の中での議論で言えば、いやもっと前じゃなきゃ間に合わないじゃないかというこの議論の中で、猿橋副座長と調整した中でこういう案になったわけだというふうに思って議論していただきたいということなんです。

久保委員 少なくとも議会の小委員会のきのうかおとといまでの議論では、区民委員の6名は8月ぐらいまでに出してもらって、そこからもう検討連絡会議がどんどん動き出すという合意で来たんです。それがきょう、8月が12月が変わっちゃったら微調整じゃないんですから、明確にここで新たな提案として間違いだと思います。うちらにしてみれば、8月までに出てくると思ってた。それが12月になっちゃったという提案は、明らかにここで新たな提案としてきちっと了承をとってからしてもらいたいし、僕は猿橋副座長がおっしゃるように区民組織の6名というのはそういう形で選ばなかったら本物じゃないなと思うし、8月なんかでぱっと出るなんていっただけじゃいかなって思っていましたけれども、だから選び方はそれでいいんですよ。だから、その後の議会側や専門部会が黙っていたら、見ているだけでは意味がないんで、その間ずっと何を検討、どういう形でしていくかをここで了解できればいいんです。

辻山座長 どうですか、いいですか、それで。

吉住委員 先日の小委員会のときに、私はどちらかという猿橋副座長と同じような意見で、初めて会うメンバーが集まってきて、月2回の例会で会議をやっていって、なおかつ8月から10月までは全体的な勉強会であると。正直、私もなぜ本当にこの条例が必要なのかというのがわからずにここへ出てきていますので、私自身もよく勉強会に参加させていただきたいと思っているんですが、発言はしないと思いますけれども、発言権もないんでしょうけれども、そういう意味じゃ、おしりの上程の平成22年というのがどうしてもあるので、我々としてもなるべく早く議論を始めたいということで8月、久保委員がおっしゃることももっともなことで、ほかの委員もそういう意見が出たんですが、これ、マニフェストで決まっていたんですかね、平成22年の1月、1定でやるというのは。ということは、これは動かせないということですよ。

たとえ中身が、最悪、既に議決されたほかの自治体の条例をそのまま持ってくるに近いような状態にしても、とにかくここで仕上げようというタイムスケジュールになっているんで、多分こういう議論、もっと早く前倒しをとることになっていくと思うんですが、どうやっていっている意見を持った人たちが集まって会議をしますんで、なかなかまとめるのに時間がかかると思いますので大変だと思いますけれども、休眠期間がないようにするためにはどうしたらいいのかとか、その辺も含めて正直私はまだ小委員会の中で1人説になっていてもまだ合意したつもりはないので、どういう形についても。まだ御意見とか皆さんの知恵をいただきながら、どうやっていい会議体になっていくのか休眠期間がないのか、その辺をせつかく座長がお見えになられて検討連絡会議を今開いていますので、決めていただければなというふうに思っております。

とにかく、なぜ必要なのかというのは、恐らく住民の人たちも自分から公募で申し込んでくる人はこの条例について興味があるんでしょうけれども、ほかの大多数の人たちが全くかわりがない状況になってしまったら、この条例というのは意味がない条例になってしまいますので、その辺のかかわってもらい方ですとか、どうやってこの条例が今制定に向けて動いているというのを知ってもらおうか。ポスターで町の中に張っても、そんなに皆さんが興味ない限りは目をそらしちゃいますので、これはちょっと時間をかけてゆっくりやったほうがいいと思いますが、マニフェストで出ている以上、それで選挙を戦って勝ってきた以上、その時期に実行しなきゃいけな

いという事情もわかりますので考えなきゃいけないと思いますが、そんなようなことをふと今の議論を聞かせていただいて感じたところです。

小松委員 実は私も平成22年1月という、この期日がここに最後は決まっているというところはずっと疑問を持っていました。ここまでにやるためには区民委員を本当にできるだけ早く決めない限りなかなか進まないんじゃないかなと、そういうふうなことを思っていたものですから、ですからこの平成22年1月というこのところをどういうふうに自分自身は理解したらいいのかなと。多くの区民の方の意見をいただきながら、区の憲法をつくっていくに当たっておしりが決まっている。このところが一番の先ほどからの議論のポイントになっているんじゃないかと思うんですけども、こういうのは。

野田委員 平成22年の第1回定例会にかけるのがそもそも目的なのか。マニフェストに書いてあるからという、そういった御意見もございましたけれども、そういうことではなくて、そもそも何のためにこの条例をつくるかということから私は入っていったと思うんですよ。その場合に、やはり新宿区らしい住民自治のあり方をまず考えていこうと。そして、区民と議会と、それから執行機関、ここが十分に意見交換して、協力し合って区民参画も、これは区としてこうやったんだということが誇れるような形で、そういう策定方法を大事にしてこそ自治基本条例をつくる意味があるんで、それを大事にしましょうと。

その部分を踏まえて検討連絡会議を立ち上げまして、その中に区民参画をどういった形であれば本当に区民に自治意識がさらに芽生えて、自治基本条例策定に向けた動きが盛んになっていくのか、そういったところを踏まえて議論しましょうよということ考えてきましたので、そのスケジュールを考えながらやっていったときに平成22年の第1回議会のほうに上程が可能だということ議論が進んできていますので、議論ができないのに平成22年の第1回定例会で議決しようと、そんなことは全く私どもは考えていないし、それを考えている方はいらっしやらないと思うんですね。それが間に合うような形で住民参加が十分できるんだと、こういうようなところで議論が私は今までされてきたのかなというふうに考えていますので、その部分で例えば区民参画あるいは検討組織をどうするのか、そういったところの議論が十分行われればなというふうに思っております。

山田委員 今、そもそもの議論は、要するにおおむね16人の公募があって、おおむね32人で構成されるわけですけども、32人の中から一定の議論を経て6名の委員を選ぶというのは時間がかかると。したがって、半年ぐらいそういう議論が必要だという話ですよ。私自身はもうちょっと早められれば早めてほしいなというふうには思うんですけども、ただ経験上からいってそれぐらいの時間がかかるということであるならば、それはしょうがないと思うんですよ。しょうがないんです、これは。したがって、なるべく早く私は出してほしいというふうに思いますけれども、平成20年末を目途ということであるならば、それはそれでいいんじゃないかというふうに。

ただ、その間、区民検討組織の中でどういう議論がされるのかということだというふうに思うんですけども、我々もそうだし、専門部会もそうですけれども、すべての問題について意思統一をしてこの場に出ているわけじゃないですよ。したがって、区民検討組織の中でも32人の皆さんの意見が全部コンクリートされた、すべての点でコンクリートされた。したがって、その段階で用いるんだよという、そういうことであつたとするならば、それは全体のやり方からしてもおかしいといひましょうか、小委員会とか専門部会のつり合いがとれないということになるわけですから、したがって最大限基本的な論議をしていただいて、いろいろ検討しなきゃならない課題は残っているかもしれないけれども、区民委員の6人については出してもらって、それで19人でやる区民検討組織の中でいろいろ課題ができたなら、その都度、我々もそうですし、専門部会もそうでしょうけれども、区民部会の皆さんもそれぞれの母体に持ち寄って、それで意見を聞いてもらって、それでまた持ち寄るといふふうな、そういうやり方をすべきだし、そういうふうなことにもともとなつているんだというふうに思うんですよ。

したがって、最初に戻りますけれども、12月までどうしても必要だということだったら、必要なものをだめだと言うわけにもいきませんから、それはそれでいいんじゃないかと。

あざみ委員 皆さんおっしゃっているので私もあれですけども、平成22年1月のところの議論がありましたけれども、私も前からこの間の基本構想、総合計画のときもそうだったんですけども、いつもいつまでにつくるというのがありまして、そこから逆算してここまで何かをやら

なきゃいけない、出さなきゃいけないというのがあって非常に急ぐことが本当によくあることで、その辺が本当にいつもどうなのかと思っていたので、今、野田委員のほうから柔軟に考えるところだというような御意見があったので、そこは今回、非常にこういう場も初めて持たれているということもあるんでしょうけれども、区民の方の熟成をこちらも待つというか見守るという期間があっただけではないかというふうに思いました。

この間の小委員会のときは、区民委員を選ぶ期間が1年間は必要ではないかというような案が委員長のほうから少し提案があったので、1年間は長いのではないかということである委員の中でも二、三カ月、私は二、三カ月ぐらいでできないのかというふうに言ったんですけども、今のお話だと半年ぐらいは必要だというようなお話だったので、それはそれで必要な期間ということであっていいと思います。

その期間、私たちが休むことではなくて特別委員会でやることはありますし、それからこの区民検討組織にどういう形で入るのははまだ明確ではないですけども、できる限り積極的に入っていきこうということは期間の長い短いはあるけれども、入っていきこうという確認は議会はしておりますので、その方向でよいのではないかと思います。

辻山座長 まとめさせていただきますと、今議論になってきたのは、要するに検討連絡会議の6名の区民委員をどのように選ぶかということ。その背景にあるのは、まさに区民参画のとらえ方だよと、全くそのとおりだと思いますが、一応整理すると、これはどうですか。先ほどの原案説明の中で括弧の中、6名をどういう区分で選んでもらうかということとここで限定するかどうかについては、先ほどの提案ではちょっとペンディングというような形でした。それはそれでよろしいですか。つまり、いつの時期にやるにせよ、何々の関係の方から何名というのは非常におこがましい話ではないかと私などは普通に思うのですけれども、そういう意味では原案のとおり6名を選出区分なしに選出すると。

選出の時期は、十分な議論を経てできるだけ早い時期に、つまり区民委員の方たちがそろそろ選べるんじゃないかという時期が来たらやると。遅くとも年末までには決めていただくというような方針でいくということ。

それから、この間、この検討連絡会議はどうなるかということ、区民会議にそれぞれの委員が行政側も議会側もできる限り顔を出して議論の行方を見ながら、重要な論点なり、この会議として検討しておかなければいけない事項が生じた場合には、随時、仮委員会または準備会という形で開いていくと。6名の区民委員が選出されたときには19名による検討連絡会議を正式に発足し、条例案の詰めに向けて議論を検討していく。その都度、区民委員の方に区民検討組織へ持ち帰っていただいて、区民の意向というようなものを当たっていただくということをやりにながら、往復しながら次第に固まったものにしていくと、こういう方向でいくということ。

それを本日本日における新しい決定というふうに位置づけていいかということはありませんけれども、それしかないだろうというふうに思いますが、それからもう1点、平成22年第1回の議会に提案するという。これはあくまでも目標ということであるので、そこが絶対ではない。ただし、それををはかる尺度は何かということ、十分な区民参画が行い得たかどうかということも尺度にして柔軟に考えていくと、こういう方向でまとめたいと思いますけれども、これについては御意見、どうですか。

吉住委員 すみません、余計なことを言います。今の話の中で、区民検討組織の中から区民部会に6人出していただくところで、こっちで選ぶのはおこがましいだろうと、確かにそんなような印象もございます。

ただ、この条例の中で恐らく書き込まれるであろうことが想像される地区協議会、あるいは町会が出てこないと思うんですが、NPOさんと、一応3つの組織から代表者に出てきてもらっているんで、最低1人ぐらいは入っていただくような。その比率をどういうふうにするかというのは先方にお任せしてもいいんじゃないかなんていう、そんなような気持ちを持っております。

何せ1年間、今この日程でいけば1年間にわたって議論をしていくわけですが、例えばこの条例について慎重な考え方を持った人というのがどちらかというと脱落しやすい傾向にあるかもしれないし、ただこれをつくりたいという意味は大切なことだと思いますが、それだけでただひたすらやりたい人だけでどんどん突き進んでいってしまうと、意見が出てくるということも大切なんですけれども、物事を決めるときには、同時につくる方向には反対しないけれども、この辺はちょっと慎重に考えたほうがいいんじゃないかとか、実際に当事者になる人、公募の人も区民なんで当事者なんですけれども、それ以外の団体の方々も実際に機能していく組織としての当

事者になりますので、ある程度そういった人も漏らさないように検討していただければなというふうに思っております。

あと、先ほど私も余計なことを言って平成22年1月云々なんて話をしちゃいましたが、1定ですね。やはり目標として掲げている以上は、これはできるのであれば守ったほうがいいと思っておりますので、先ほど真っ正面から真摯にお答えいただいた野田委員には感謝しております。

辻山座長 ということで、どうでしょうか。ここでの申し合わせ的なといいましょか、内規的にといいましょか、これまですべて推薦による委員と公募による委員半分ずつと大体の目安でやってきておりますし、したがって6名の委員にもそのような考え方で臨んだらどうかということ。それは絶対ではなくて、選出する際にそういう形でどうだろうかという投げかけのようなことでいいわけですよ。そういう形で記録にとどめておいていただきたいと思います。それではそういうことで一応6名を選ぶと。その場合には、団体推薦の枠から3名、公募から3名ということを一応目安にしたいというふうなことを記録しておく。

それから、6名の選出時期については、人々がお互いにわかり合える時間をとりながら、しかしてできるだけ早い時期に選んでいただくことにしようと、こういうことでそこは決めたいと思います。

そのほかの論点ではいかがですか。

久保委員 1枚目の黄色いのですが、たたき台。このやはり真ん中にある区民検討組織・運営案のトップにある部会なんです、テーマ別の部会。これを参考までに事務局なり何かである程度こういうテーマ別部会が考えられるというのがあったら教えていただきたいんです。

辻山座長 これは何か当てがあるんですか、提案者の方。特にないわけですね。

野田委員 今の段階では申し上げる段階にないんだなというふうに考えています。ただ、区民の役割、責務とか、あるいは住民参画のあり方とか、あるいは根本的に住民投票のあり方とか、こういったところのテーマは十分考えられるだろうというふうに考えています。ただ、分け方についてもいろいろなところを参考にしながら、十分議論しやすいような形でテーマを考えていきたい、このように考えています。

久保委員 それでいいんですが、それだとかにかく区民検討組織をお願いする前にどこかでテーマ別部会というのはきちっともう原案をつくっておいて、区民検討組織のところと一緒に提示しないとまずいから、いつ、どこでテーマ別部会を確定するのはぜひ決めておいていただきたいと思います。

辻山座長 そうですね。理想的には、区民検討組織の中で一、二カ月の全体会の学習会をやるでしょ。その結果、どういうふうに部会をつくったらいいかみんな考えなさいというのが理想なんですけれども、それで出てくるものではないんですね、やっぱりね。ですから、やはりこちらとしての考えは持っていたほうがいいだろうと思いますので、遅くとも全体会で勉強している間ぐらいには心づもりをしなきゃいけないんじゃないでしょうかね。

久保委員 ついでに全部言っちゃいますね。僕はずっと議論してきて引っかかっているのは、自治基本条例という性格と、今、3年ぐらいかけてつくった基本構想と性格が違うんだというふうに思っています。何かごっちゃになっているような気がしてしょうがないのは、公募委員の選び方で男女を8名ずつにするとかということに引っかかるんですが、基本構想だったら高齢者施策、女性の施策、定年の施策というのがあるんです。しかし、自治基本条例というのはそういう別はないんです。

だけど、一応は考えるのは、やっぱりそれだったら、年齢別だったら老・中・青を3分の1ずつが理想的だねと。それから、男女の比率も半々が理想的だねという程度にしておくべきで、8名という機械的な枠を決めるべきではないと思うんです。やっぱりそれにふさわしい公募委員が必要なんであって、その前提に理想としては老・中・青が3分の1ずつ、男女は半分ずつという理想を持った上でやるべきで、8名ずつとか3分の1の数を明確にして老・中・青だとかというふうな決め方をしてお願するのはいや間違いじゃないかなと思っています。

辻山座長 これについてはいかがですか。行政のほうにも日ごろの市民参画の方針というのがあるんでしょけれども、今おっしゃった意味はさまざまな分野に及ぶ政策を議論するんじゃないんだから、制度なんだから特にこだわる必要はないんじゃないかと、こういう。

〔「でも、理想はそれがいい」と呼ぶ者あり〕

辻山座長 それはそのとおりです。

根本委員 我々が質問のときに野田委員が答えるというのでは、余りよくないからね。ここも副座長と相談したんですよ。それで、今の久保委員が言ったのが多分一番いいんだと思うんだよね。性別、年齢あるいは地域、いろいろなことが総合的に全体の人たちが32人を構成してくれれば一番いいんだけど、実際に例えば男女の差を性別で募集の中で女性が15人来ました。じゃ、そこから8人選びましょうということ是可以できるけれども、年齢だとか何とか層だとかということに実際公募枠16人を選定できるかと。ある意味じゃ第1次審査みたいな文書審査も入った人たちの中からは単純抽せんでしょ。だから、そこは難しいんじゃないかというふうな、困難なんじゃないかという議論の中で、せめて性別ぐらいは偏らないようにしようというぐらいの話なんです。だから、そこで老・壮・青みたいな形でもっと細かく分けていって抽せんみたいな形にしていけるかどうかという単純な話だと思うんだよ。考え方というふうな、間違っているか正しいかという話じゃなくて、もうちょっと実務的なことも含めて意見を言ってもらったほうがいいと思うんだよね。

久保委員 選考委員の中で理想形態を腹の中に決めて、あるいは選考委員の中で暗黙の了解なりをつくって選べばいいんで、人数を決めるべきでは決していない。変な例を言いますと、8名ずつがいいというのは間違いでして、よくいろいろな形で選考したら女性が10名くらいすばらしい人がいるかもしれない。それを8名に削ることはないんです。その逆もある。その逆を男が言うといけないからそういう例を使っただけでも、8名と決めちゃって、優秀な女性がまだいるのに8名で切っちゃいけないんですよ、逆も言える。だから、選考委員がその理想に向かって選考していただければいいんだと思います。

根本委員 選考委員をどうするかまだ全然決まっていらないんだよね。座長を中心に5人ぐらいつくりましょうとか、そういう話にしておいて後は性別が偏らないとか、そういうことの基準に。ただ、書類審査というか、成績のいい人から選んでいこうという話じゃなくて、みんな多分きつといいに違いないと。だって、区民会議376人のうちの第6部会なんていうのは相当議論しているわけだから、そういう人たちが多分応募してくるとなると、そこをどうやっても中身で審査するというのは難しいから、ある程度のところでいけば抽せんしにしましょうという話になっているわけですよ、我々の中でもね。だから、多分そんなようなことにしておけばいいのかな。だけど、そんなあいまいなことで区民の皆さんを募集するのと言われても調子悪いわけだよね。

辻山座長 それは応募があってから考えればいいかなと。というのは、募集要項を見ると男女同数を求めていますよというようなことも書いていないんですよ。とりあえずは意欲のある方に手を挙げてもらいたい。この内部で、じゃ例えば16人にする場合、8対8ということにこだわるのかどうかというと、じゃ8に満たなかったときは男で埋めちゃだめなのかとか、逆のケースももちろんあるわけですが、ちょっとそれは応募状況を見て1回ぐらい検討したらいかがですか、このような方々をお願いしたいと。抽せんの結果、こうなった。抽せんの仕方はこうだったとか、あるいは応募の結果はこうだったというようなことを御報告する会議がいずれ持たれるので、そこらあたりで一週、扱いが困るような応募状況だったら相談させていただくということにしたらどうですかね。いいですか。

根本委員 座長、募集要項ね、「わたしたちにとって、『自治』ってなんだろう！」という、これはこうやって出すと、お前、ここまで固めているのかというふうになっちゃうかなというふうな聞きながら言ったんですけども、小委員会の中では3案あったんです、資料はね。一番楽な、どなたでもどうぞというんで区民会議の募集要項。と区政モニター。と政治倫理、これが一番きつかったんですけども。それで、小委員会の中で議論した中で区政モニターだったよね、あのあたりのところのひな型が一番いいんじゃないかと。それで、ちょっと野田委員、これに絞った形で議論のたたき台としてこれをつくってみてくれと、こういう話なんです。出ちゃうと、

お前、何だこんなに固く決めるのかとかなっちゃうんだけど、その程度のたたき台だと思っていた方がいい。だから、8名も8名と言って決めようと言って出したわけでもなくて、出ちゃったというような感じ。半々といえば8だわなという話なんで。

辻山座長 例えば今の男女共同参画の議論にしても、半数に満たなければ会議は成立させないよというような考え方は実はなくて、しかも半数と決めて女性が半数の数しか来なかったら全員当選で、男性が多かったら抽せんでというのは、それもまた逆の問題があるだろうということにしておいて、本当に女性が1人も応募してこなかったときにどうするかとか、そういうこともあり得ますけれども、またそのときに検討することにしたら無責任でしょうかねという気がしますが、どうでしょうか。ついでにこれも問題なんですか、この募集要項。何も書いていないじゃないかと。申込資格、年齢とかも何も書いていないので、これはいいわけ。

根本委員 ここの中で言うと18歳以上、在住者というようなことだけでも、しかしそれでいいのかというふうに投げかけて。

辻山座長 なるほど。ちょっとそれは後でやりましょうね。先に区民検討組織のつくり方を決めてしまわないと、これ、2回目をやっていますのでね。

そうしますと、今に関係しておおむね16人ということですが、募集も16人という数字は出しているようですか。

根本委員 出しています。

辻山座長 出していないんですね。

根本委員 出しています。

辻山座長 出しているんですか。

根本委員 このひな型のほうはね。一番上に。

辻山座長 本当だ。というようなことで、これはよろしいですか、16人ということでやると。

それから、男女比については、考え方は一応そういうふうにするだけ半数になっていただこうと、こういうことでいいと。

それから、選び方ですね。選び方については、どういう御提案だったんですか。審査などということはしないでいきたいというような副座長の提案でしたか。

根本委員 いや、作文。これは、思いと書いてありますけれども、1,000文字以下ぐらいで何か文章を書いてもらって、その程度の中でいって問題のない人たちの中から抽せん。その文章の中でこれを選ばなきゃだめだとか、そういうのはもう御遠慮いただこうという程度の選考で、後は抽せんがいいんじゃないかと。

辻山座長 なるほど。それはよろしいですね。

それでは、あと先ほどの御提案でいうと何が残っていたでしょうか。

根本委員 18歳在住という。

辻山座長 そうですね。応募資格ね、区に在住の方にするかとか、そういうことですね。これは特に提案はなかったように思いますけれども、どういうふうにしましょうか。今、副座長が触れられたのは18歳。

根本委員 以上。

辻山座長 区内在住。

根本委員 ということでしょうかということですが、すけれども。

辻山座長 在住者というのは、要するに住民登録及び外国人登録がなされているという。

根本委員 ということですよ。

辻山座長 それでいいですかね。そういう方向もあり得るかなということでは実は基本構想の刷り物があって、実は基本構想では区民という用語についての定義がなされていて、それは在勤、在学、活動する人々とかというのが入っていますよ。ただし、これは応募資格ですから必ずしも区民の定義をやっているわけではないので区別して考えていいと思いますけれども、それはどうでしょうか。いずれにせよ、条例案をつくるときに区民というものの定義をまず最初にやることになろうかと思えますけれども、それとの関連を考慮するか、それともそれとは無関係にどのような方々に審議に加わっていただくかというふうに分けて考えるか、どうですか。小委員会のほうにはほかの御意見はなかったんですか。

根本委員 今の基本構想にそう書いてあるよということなんかの議論の上で今のようなことになったんですけれども、いいんですかということ逆をこっちは心配しているんです。だから、何か意見があったら言ってくださいよと。

辻山座長 18歳というのは随分思い切ったなと思いましたがね。それはいいですか。別に実務上。

根本委員 ただ、こっち側の意向としては伝えたんです。それでいいんですかということきょうここで聞いておかないといけません。

猿橋委員 その件ですけれども、一般的に今まで区がやっているスタンスからいくと、さっき先生が言われたような在住者以外に在勤、在学、在活の分まで含めている事例が多いのは事実なんです。ここで在住者に限るかどうかということなんです。在住者の場合、通常は住民登録をしている方という話になっちゃいますけれども、新宿区からの特性からいきますとかなり多様な人が集まっているという実態があります。そういう部分をどういうところから意見として吸い上げるかということは、やっぱり一定限度、私は議論しておく必要があるだろうとは思っているんです。

そういう点からいきますと、それがあある意味では団体代表で、それが代表できればいいわけですが、いわゆる団体代表がそういうところではありませんから、基本的にそういう部分ももっと幅広く考えると、少なくとも在勤、在学、在活。在活をどうとらえるかというのはあるわけですけれども、そこら辺まで含めるという議論を私は一度したほうがいいんじゃないかと思っています。

辻山座長 それは理想論的に言えば、私などは住民票がなくても例えば路上生活者の方たちでも手を挙げられるような仕掛けがいいなと思いますけど。これ、しかし区内在住者といっても住民票の写しを出しなさいとか、そんな話ではないんですよ。一応、区民ですという方にすることですので、これはどうですか議会のほう。

久保委員 小委員会のほうは在住で大体意志統一したんですけれども、反対側の人たちが在勤、在学、在活と言われるんでしたら、もう早く決めるべきなんで、こういうことにばかり時間がかかってちっとも。ですから、僕はうちの委員長には申しわけないけれども、委員の1人として申し上げるのは在活だけはいただけない。しかし、在勤、在学は入れていただいてまとまるなら、それがいいなと思っています。

山田委員 小委員会ではこういうふうになりましたから、小委員会の中で少数派だったんです。それで、私も在住者が中心になるというのは、これは当たり前だというふうに思いますが、在勤だとか在学を廃除するというのはいかがなものかなというふうに思うんです。

ただ、中心でやるべき在住者が少なく、在学、在勤を選んでみたら多数だったというのも困

るわけですね。したがって、在住者を中心に在勤、在学でもふさわしい人を選考委員の中で配慮してもらうぐらいのことでいかがなんでしょうかね。

吉住委員 私どもの会派としては、これはもう在住者中心で考えるべきだろうと団の中では話し合っていました。というのは、やはりこれはあくまでもまちの自治のルールを決めるものですので、確かにいろいろな方がかかわってくださって新宿区は成り立っているんですが、あくまでも住んでいる人の環境とかいろいろなことを決めるときの大切な政策を決めるときのルールをどうしようかという話ですので、自分が住んでいるところは別なんで、別なルールで生活していますけれども、新宿区のルールは私たちが考えますというのはちょっといかがなものかなというのが根底にあります。

小松委員 初めに、なぜ自治基本条例が新宿区で必要かということをしかりこの場でも論議をしていませんので、そここのところがあやふやなまま進んでいますから、こういうこともいろいろと。私は、新宿区というのは、新宿区に住んでいる人たちにとっては余りに巨大な新宿のまちになってしまったと。自分たちにとっては生活の場であるけれども、本当に大きな大きな日本の中の新宿になってしまったということも特色の1つだろうなと思っております。どこに力点を置くかによって募集の仕方も変わってくると思うんですけども、とりあえずは当然もうこれはやるものだというので今進んでいますから、何も考えずに決めていっているような状況ではあると思うんですね。

そんな意味で、私はやっぱり巨大になり過ぎた新宿区の中で、ふるさととして暮らしている人のために私は住んでいる方というのに力点を。これはまだ何のために新宿区で自治基本条例、という趣旨でつくるかということを決めていませんから、本当はこういうことを決めることもできないとは思っておりますけれども、とりあえず今、手法から始まっていますからね、理念よりも何よりも、必要の度合いよりも。

先日、矢祭町をテレビで取り上げていましたけれども、合併しない宣言をしたがゆえに自治基本条例も合併をしないということをもとにしてつくっていらっしゃる3,300人のまちの、本当にあれを見て、しかもそれで私も自治基本条例、インターネットで調べて、だからここは自治基本条例が要るんだなと。こういうものを何もほとんど決めないでスタートしていますから、専門部会の方たちはつくるところから始まっていますよね。こちらの小委員会の私なんかは入ったから必至で勉強して、これに追いつこうというところでやっていますから。そこに区民部会の方が入ってくるわけですけれども、ですから本当は二者だけでも思い切って新宿区の自治基本条例をどう特色づけるかということ、まず座長がおっしゃったようなところを思い切り話し合っておけば、こういうことももっと決まりやすいなと思うんですね。いろいろな意見のほうづけ加えが多いんですけども、私はそういう意味で住民ということの基本に置いていただきたいと思えます。

あざみ委員 私は、小委員会では住民ということで主張しました。それはやはり新宿区の条例をつくるわけですから、そういう意味で言ったんですけども、ただほかの方でそうでなくてもいいんじゃないかというような御意見があって、うちははっきり言って会派で私はこれを問いかけておりませんので私の意見だけですけれども、絶対住民だけじゃなきゃだめだというふうには思っておりませんので、場合によっては在勤、在学。在活はNPOが入っているから逆に要らないのではないかと。

もし、在勤、在学も含めて申込資格に書いた場合、さっき山田委員もおっしゃいましたけれども、どうやってげたを履かせるのかというのは非常に難しいのじゃないかと。住民をベースにと、ここには書けないわけですね。それは平等に書かなきゃいけないわけですし、書き方があるのであれば工夫をしていただきたいとは思いますが、人数をまた限定するとさっきの男女の話みたいになりますし、難しいところではないかなと思っておりますので、基本的には住民というふうには思っております。

野田委員 いろいろな意見があるかと思うんですけども、私も住民主体に考えるということでその部分で異論があるわけではないんですが、ただこの部分を今後区民という要望を含めてもう一度区民検討組織を入れて検討していく中で、わざわざ応募資格まで限定する必要があるのかなというところがございまして、私はここで住民に限るという必要はないのかなというふうな意見だけは申し上げておきます。

辻山座長 どっちの器のほうが無難かという、広げておいたほうが無難かと思うんですね。おっしゃるとおり、基本条例というものをどういう性格で位置づけるかという、2つほどあって、1つはいわゆる近代国家ができたときの社会契約論で、これ、新たに区民と区政との間の社会契約だと。社会契約の中身を基本条例に表明するんだという今の立憲主義の考え方ですね、国民と憲法の考え方。したがって、それは当然そのときには主権を持っている国民でなければいけないし、住民でなければいけないということになるので限定的だと。

一方で、基本条例をつくるときに、いや、そうじゃなくて、このまちを利用する人、支えている人みんなでどういうまちにしていくのかという基本法なんだよということになると、住民だけでやると、じゃ、お客さんに対する配慮をどうするかという変な話になっちゃって、結局、おっしゃるとおり基本条例の中身と基本性格にかかわることになりますので、広いまちづくり条例をつくるときに自分たちだけでやっているわけと言われたいためには、在勤、在学の方も応募できるようにしておいたほうがよいというような感じを私は持っているんですね。

ですから、今、野田委員のほうからも出たように、あらかじめシャットアウトしておくというやり方じゃない方法のほうが無難だろうというふうには思います。問題は、そういう方たちが多数になったときにちょっとうるたえるかなというのはありそうですが、一方でいわゆる団体推薦の方たちが半分確保されているということのある種の安全装置と考えれば、そんなにそこで引きずり回されるというような危惧はないのではないかと思いますけどね。

吉住委員 私、これまでこの委員会に入ってから、きょうは検討連絡会議ですけども、まちの人ともこの条例について若干話をしてきましたが、まちの人の実感からすると、まずこの条例、何で必要なのかというのがまず1つあるのと、あとそれで今のお話で確かに説明はしやすいと思うんですよ、制限しないということが。そのかわり、この条例は、じゃ一体だれの条例なのかと。これ、区民がつくったんじゃないで、いわゆるそういう研究をすることが好きな人たちが集まってきて、このまちの人たちのルールをつくっていったということになったときに、まちの人が果たしてもる手を上げてこの条例を受け入れてくれるかどうかということに心配を持っております。

専門部会の方々は、河原委員以外は一応区外からいらっしゃっていると、たしかそうですね。でも、別に新宿区に対する思いは皆さん人一倍強く、ただ何となく住んでいる私よりは思い入れが強いと思っておりますので、一緒に話し合いができる御相手だと思っておりますけれども、やはりこれ、何のための条例、だれのために作る条例なのかというのを考えながら、ただ政策的なものについては今までいろいろな審議会ですとか検討会とか、在勤、在住、在活の人、皆さん入っていただいておりますので、そういう具体的な生活にかかわる、活動にかかわる政策決定のところには入っていただいても構わないと思うんですが、まちのルールを決めることについて、じゃ、会社の約款を決めるのによその会社の人に決めてもらうかというようなものじゃないかなと思っております。そういう印象での考え方があって、私どもの会派としては、これについては在住者というのが1つやっぱりかなめとして必要じゃないかということを考えております。

辻山座長 いいですか、そのような考え方。つまり、この自治基本条例はだれが主体となって決めていくのかということについての合意といいたいまいしょうか、考え方についてはさほど大きな違いはないだろうというふうに思いますが、問題は募集の際の表現のことにかかわってくると思いますが、余り在住の方との比率が逆転するような事態にならないような、普通に書けば余りならないとは思っているんですけども、書き方を志す。その際にどなたからかありましたけれども、活動されている方という、ここに入っている定義はあえて書かなくてもいいだろうという御提案がありましたけれども、そういうことも少し心を配っていくのかなと。

久保委員 在活というのは特定がしづらいから、そういう面倒くさいことはやめたほうがいいのかという意味で在勤、在学、在住に絞ったらいんじゃないかという意味です。

辻山座長 ほかの方、いいですか。

根本委員 基本的に在住者中心だというのは変わっていないんですね。問題は、そこに限るべきなのか、在勤、在学ぐらいはいいのかという話なんだけれども、だからそこを。在勤、在学はだめですよというふうにこだわってはいないということですよ。だから、在住者を中心にしながら

ら、在勤、在学ぐらいのところ。

辻山座長 例えば、角が立たないようにできるだけ幅広くというと18歳以上で、自治基本条例に関心のある方とかとやってしまうと、相当これ広いですけども、そういう書き方をしたときにどういう比率になるだろうかというのは大体おのずと予測がつくとおり、やっぱり8割以上は住民の方だろうと私は思っているんですけども、ただそういう甘い観測にゆだねていいかというのがありますけれども、それはちょっと表現の仕方は詰めてくださいよ、副座長同士のところで。考え方は、大体、今、出たとおりですので。事ほどさように合意に至ることというのは時間がかかるもので、先ほど来、区民の方たちに検討組織をつくっていただいても、あらあらの合意なんて到達できるんだろうかとか思いながら、暗たんたる気持ちになっていますけど。

それでは、区民検討組織の運営についてのところは大体よろしいでしょうか。こういう形で、はい、どうぞ。

あざみ委員 1点気になったんですけども、これ、前に合意になっていたことなのか、検討連絡会議は平成21年10月までですけども、募集要項もそうなんですけれども、それで6名の方は10月までで、その他の方が7月まで、区民検討組織のほうで3カ月早く終わってしまうようなスケジュールになっているんですね。これは先ほどのフィードバックを常に親組織としていくという考え方からすると、任期は同じにしておいたほうがいいんじゃないかと思ったんですけども、それは事前に何かがあってこういうふうにしたんだったっけ。

根本委員 私のほうは調整していない。野田委員のほうに考えがあって、提案があってだから提案してもらえばと。

野田委員 考えがあってというよりは、前回6人が選考された段階でこの組織は解散というお話があったんで、それでその部分の平成21年7月という形で表示しているということですので、この辺については御意見をいただければなということですよ。

あざみ委員 6人を選考した時点で解散だと、そうすると平成20年12月ぐらいということですよ。

野田委員 意見をまとめた段階です。

あざみ委員 これは、私は期日を合わせたほうがいいと思うんですね。小委員会にしても自治・地方分権特別委員会は継続してあるわけですし、執行機関も継続してあるわけですし、区民組織だけ少し前に終わっちゃって、どこにもその6人が相談できる、最終段階であっても何かある場合はあると思いますので、それはそろえたほうがいいのではないかと思います。

久保委員 それで賛成なんですけども、それにもかかわるんですけども、募集要項が全くの素案だから言いますけれども、この中に任期とお願いする内容の中に検討連絡会議というのが入っていて、募集要項にありますね。この検討連絡会議の目的並びに役割が書いていないと、受けたほうはもう混乱しちゃうんです。そして、何で7月と10月なのが出来てきちゃうんで、だからこれはもう実質どうあってもいいけれども、10月までと両方、検討連絡会議のほうで3カ月長いんですよというようなことはもう抜きにして、やっぱりあざみ委員が言われるように一緒にしておいたほうが無難だと思うし、何とか参考文献として検討連絡会議がどんな役割を持って、何を目的にするかを募集要項と同時に入れてお願いしたいというのが私の希望なんです。これを最後に申し上げて、あとはもう何も言うまいと思っていた。

野田委員 こころ辺につきましては、地域懇談会に出るときにそもそも検討連絡会議がどういうところで出発しているのかとか、そこら辺のところも含めてわかりやすい資料をつくりながら、こういったところの募集はそれと一緒に始めていきたいというふうには思っています。

久保委員 そういうことをしないと、これだけ読んだら公募区民は区民だけでつくると思っちゃいますよ、議会や専門部会があるなんてわからないんだから。この誤解を与えたら後で大変になりますから、お願いします。

八十委員 任期ですけれども、条例制定までとすべきではないかと思えますけれども。平成22年1月について議論されている段階で、ここだけでなぜロックするのかという疑問がありますので、もともと条例制定するのは最終到達点ですから、任期はそこだろうと思えます。

野田委員 その辺のところを御論議いただくかなと思ったんです。今のところでは10月にしていますけれども、最後まで延ばしたほうがいいのか、その辺も含めて本日は御意見いただければなというふうに思っています。ただ、きょう、時間がなければ先にはなるでしょうけれども、この部分が10月でいいかどうかというところはどこかで確認していただきたい、こういうふうに思っております。

根本委員 飯田市の市民会議の皆さんも途中で原案かな、原案、素案、条例案だったのかな、そのところで解散しているんだね。解散したんだけど、しかしパブリックコメントをやって、例えばコミュニティという言葉はわかりにくいから漢字のほうがいいのかというところでもう1回集まってもらって、こうなっていますよとやっているんだよね。だから、実質上はずっといたらいいいんじゃないかなと思うんだよね。別に解散しろなんて角の立つようなことを言わないで思うんですよ。ただ、これは別にそんなに深く考えたわけじゃないんだよね。

野田委員 とりあえず、案として延ばした形で訂正した資料をつくって皆さんのほうにお配りさせていただくというところで、早い段階で直せばこの段階で直しちゃいます。

辻山座長 心構えが必要なのは、要するに議会に上程した条例案について区民検討組織に説明する責任が生じるという違いがあるんですね。それで今までみんなそこを嫌がって、案を引き受けたらあとは条例案にするのはこちらに任せてほしいというやり方でやってきていたので、これは極めて少ない事例だと思いますけれども、議会のほうがそれでもいいというのであれば、ぜひそういう試みをやってみるとおもしろいと思いますね。

吉住委員 おおむね結構だと思うんですが、たしか専門部会の方々も視察に行かれたんですよね。あれは同じところに行かれたんですか、飯田市と多治見市に。全員行かれたんですか、そんなにみんな行けないですよ、幹部ばかりですからね。

野田委員 これは企画政策課ということで、私とあと職員2人。

吉住委員 それを踏まえて、そのとき私は飯田市と多治見市の質疑応答の中で、飯田市のときはたしかほかの議員が聞いて、多治見市のときは私が質問したんですが、いわゆる市民会議とか市民の研究会のほう、なぜあえて途中で解散したんですかという質問をして、明確な答えというのはそんなにはなかったんですけれども、その辺のことを聞かれたりとかされたことはありましたか。聞かなかったんですか、そうですか、わかりました。ざっくりばらんな本音の話を聞いたらどうかと思って。どういう効果があったかということを知りたかったんです、わかりました。

辻山座長 ほか、ありますか。今のでいきますと、この図と、それから募集要項のところでは区民委員の募集について委嘱する任期は書きかえると。どういうふうになるかわかりません。日付にするか、条例案が可決するまでというか、条例ができるまでとするのか、その辺にして、とにかくそろえるということにしようということになりました。

それから、募集要項などについても、それから説明会への臨み方についても全体の組織図といましようか、構えということもわかりやすい資料をつくって御説明できるようにしておくということでございました。

それから、あと、私が今時間的に一番早くやろうよと言っているのは、地区懇談会をやるときに皆さんから基本条例をつくりましょうという提案をしていただくということに多分なると思うんですよ、ここのメンバーの中でね。そのためにはやはりなぜ基本条例をつくって、どんなものなんだということの意見交換が早く必要だと思っているんですけれども、なかなか議案には上っているけれども、今回もできそうもなくて、したがってここで極めて機械的ですけども、今日中に上げておかなきゃいけないことだけちょっとチェックをさせていただきたいなというふうに思っています。

区民検討組織について御論議をいただきました。全体としては32名くらい。公募区民の数はおおむね16名。応募資格についても特に縛らないということで、18歳以上というところで踏み出してみようということになりました。

公募時の審査、審査ということとはしないけれども、例えば在勤、在学、区内在住の比率とか男女の比率とか等を含めて、抽せんの前に一度検討しようというふうなことでペンディング状態といたしましょうか、なりました。したがって、審査で一方向的に決めるということはず、できるだけ抽せんを原則とする。定員超過の場合には抽せん。公募時の枠組み設定、これは何のことでしたっけ。男女とか、そういうこと。

〔「選考委員で」と呼ぶ者あり〕

辻山座長 男女についてはね。

〔「おおむね」と呼ぶ者あり〕

辻山座長 おおむねということ。それから、これはいいんですか、平成20年5月から地区協議会、町会、NPOへ推薦依頼を行う。並行して区民公募を行う。これはスケジュール上のことです。特に問題なければ、よろしゅうございますね。

それでは、大体、区民検討組織の作り方について一部修正もございました。任期は条例が上がるまでということにそろえましょうということがございましたけれども、これで大体募集に入っていくことができるのではないかといいように思います。

根本委員 さっき選考委員に任せるという話になったんだけど、選考委員の枠、構成、座長と副座長と野田委員、小委員会委員長、副委員長でいいの。5人というのはそれでいいんですか。こっちは議論していないんだよね。

辻山座長 でも、大してやることないはずですから。

根本委員 話ははっきりさせておいたほうがいいよね。

辻山座長 ここがやることたくさんあるようなんだったら大変なことなんで、大体その5人でいいですか。それではそういうことにいたしましょう。

それから、これは別に提案があるんでしょうか、今後の進め方について地区懇談会とか地域懇談会とかについては、どこから提案があるんでしょうか。

久保委員 テーマ別部会、これをぜひ座長と副座長で早く決めてほしい。

辻山座長 たたき台は出しましょう。

久保委員 きょうは決められないでしょうから。

辻山座長 はい。3つでいけるかどうかというのもありますしね、ちょっとたたき台を出して皆さんに御検討いただくということにいたしましょう。

それでは、先ほど根本副座長のほうからありましたけれども、地域懇談会、10カ所で開催する、各区域ごとに。それをだから7月までの間にということは、要するに募集に合わせてやるということで、原則として検討連絡会議メンバーは参加する。それはそうでしょうね。呼びかけの側になるかと思しますのでということですけども、この大都会で10カ所で懇談会をやるというものなかなかだとは思いますが、これは大体皆さんもいいんですか。こちら10回やると。そうすると、きょうは決めなくていいんだ。次の会議のときにその10カ所の場所と時間、日にちを確定しなければ呼びかけができないということになりますので、ぜひ日程調整を考えつつ、次回、2月12日には集まっていたきたいと思えます。

きょうも実はもう一つの議案に条例制定の必要性とか意義とか、基本条例の基本的な性格をどういうふうにするかと残っているんですけども、今からやってもしょうがないので、今回はこれだけまとめて真剣にやりましょう。そのために、やり方としては本当はお1人ずつA4、1枚ぐらいのメモを出していただくというのがいいんですけども、そこまで固いことを言わずに、最初にそれぞれの皆さんから基本条例ということをごいうふうにご考えているんだということ

について意見表明をしていただいて、そこで議論するというにさせていただきたいんですけども、よろしいでしょうか。行政のほうも行政としてはこう考えているというようなことはやはり出していただこうかと思しますので、御準備をお願いしたいと思います。

よろしければ、以上で今回の協議事項、じゃ、先にどうぞ。

中澤委員 一度ちょっと座長のほうに仕切っていただいたところをぶり返すようで申しわけないんですけども、区民検討組織、32名の方の中で代表者6名をお選びいただくときの枠の考え方のところ、先ほどの仕切りの仕方として団体代表は3名で公募から3名というようなところでまとめていただいたところではあるんですけども、私としては当初の御意見の趣旨からすれば、最低限の枠の作り方として団体代表のほうからは3名の方は少なくとも代表として出ていただきたいです。そのほかのところの6名の選び方はお任せしますというぐらいのところではちょっとおさめていただければと思うんですよ。

そうでないと、先ほどの表現ですと3名は必ず公募委員から出すという仕切りになってしまいますので、ちょっとそこのところだけはもう一度御確認いただければと思います。

辻山座長 そうすると、32名がそろったとして3名の方を出していただくので29名が残ると。その中から3名を選ぶのはどんな選び方でもいいというふうにしておくということね。公募委員の枠から3名というふうに絞らないで。

中澤委員 そうですね。6名の中の3名は少なくとも団体代表のほうから選んでいただきたいけれども、あとは皆さんの中でというところでいかがでしょうか。

辻山座長 それはどうですか。公募委員から、逆に言えばさっきの僕のまとめ方は、公募委員から最低3名は入れるというふうにちょっと力点があって半々にしようということだったんですけども、団体推薦の方から3名は出していただきますと。残りの3名には団体推薦の方が含まれてもいいということですよ、残りの3名についてね、というふうに。3名だけに絞り込まないでほしいということですよ。

あざみ委員 意図がよくわからない。そういうふうにもう話をしてあるから。

中澤委員 いえ、そういうことじゃないんですけども、当初、私どものほうで考えていた枠としてのものがありますね。その中では、公募委員の方のほうからはたしか2名の枠。

〔「2、1、1、2というのが最初に出た数」と呼ぶ者あり〕

中澤委員 でしたね。ですから、その選択肢が今度なくなってしまうということになってしまいますので、そういった意味では当初の私どもの想定も選択肢の中に入るような仕切りとしては、少なくとも3名だけは団体代表のほうから選んでいただきたいというぐらいのところでは御提案いただければという、それだけの趣旨です。

久保委員 きょういただいた文書には、6名の区民委員の内訳はどこにも書いていないですよ。

辻山座長 そうです。

久保委員 あいているでしょ。前回の2、1、1、2が6人ということではないんですか。僕はそういうふうに思っていた。2、1、1、2と、だから公募は2と。

辻山座長 提案は、そこは空白になっていたので割り振るかということですけども、あえて割り振りはしないで半々をめどに考えましょうと。団体推薦半分と公募委員半分で考えましょうという心づもりでいきましようというふうなまとめをしたんですけども、その場合に公募からは3というふうに限定、それはいいんですけども、公募委員から必ず3名というふうにはしないでおいたほうがいいんじゃないかという提案でしたね、今ね。これはどうですか。

根本委員 特に2、1、1、2というのはどこでも議論しないままぼんと出ちゃったんだけどね、小委員会の資料には、それで、そこまで議論していると私も思わなかったんですけども、要する

に区民会議をつくっていただいて、枠も全部役員が決めるのはいかがかという意見が私は強いんですよ、どっちかといったら。32人の中で仮に地区協議会の代表はどなたが出てくるかわからないわけでしょ、今。その中で一番適当な人が6人選ばれたら一番いいというのが僕の気持ちなんだけれども、しかしそうはいつでも全体のということだから、座長の腹づもりとしては3対3という程度の話でいいんじゃないですか。そこをそうしてくださいと言われると、じゃ何のために区民会議というような形で公募して区民参画ということになるんですかという気持ちになるんだよね、私は。

野田委員 内訳を別紙2で消したというのは、今もお話ありましたけれども、区民検討組織が設置された後にその検討組織自体が決めればいいんじゃないかと。うちらがここで枠を決めるのは望ましくないだろうということなので、ですから全体の枠としてはそれでも公募半分、団体枠半分というふうにしましたので、ですから座長案ということで先ほど団体枠としては3名、公募枠で3名、それぐらいは全体の中でオーソライズしておこうというお話でしたので、これより細かくいっちゃうと逆にこの人たちの検討会議に対して規制をかけちゃうみたいな形になっちゃうんで、もともと外したところの意義、ちょっと失われちゃうのかなという気がしますけれども。

辻山座長 具体的な運用としては、区民検討会議に区民委員の選出をお願いしたいという投げ方しかできないわけで、その中で6名がみんな団体推薦で上がってきたときに、それは認められないとかどうかということになると、そうはならないんじゃないかと。逆に、公募委員の方たちが積極的で、その方たちが選ばれてくるということもあり得るんだけれども、願いとしてはやっぱりもともと半々ずつで推薦と公募でお願いしているんだから、それぐらいの心づもりというふうなお願いの仕方にならざるを得ないんじゃないかなという気がするんですけどね。つまり、こっちがどの枠から何名というふうに区民検討会議に提示するというわけにはやっぱりいきにくい部分があるというふうには思います。いいですか、そういう運用でいきましょう。

吉住委員 この一番下の区民検討組織のところなんですけど、2月に地域との中間意見交換会というのがありますが、これは区民検討組織が行うものということで考えるんでしょうか。というのは、最初の地域との懇談会には私どもも出てまいりますが、それからしばらくの間、何となく感覚としてはこの図でいくと、もう区民検討組織は独立した別団体であって、私たちとは検討連絡会議に出てくる6人以外とはかかわりが余りないような印象は受けているんですけど、自分の意欲としてはそういうつもりはないんですけども、前回も申し上げたとおりで、この2月の意見交換会のところはこっちの6人は出ていかずに、区民の人だけに全部説明と応答とやってもらうというふうに認識しておけばいいんでしょうか。

野田委員 この辺のところはまだ具体的に固まっているわけではないんですけど、ただ部会が設置された後、やはりその人たちだけじゃなくて、さらにここの中にも入っていない人にもいろいろなところに情報発信をしていきたい。そのときに区民が区民に向けていろいろな検討の状況とか、いろいろな現在の議論の行方はこういったことを発信していくというのは非常に効果も大きいし、区民会議のときもそれをやっていますので、そういうふうなところの経験を生かしながら、ここをさらに広げるための中間意見交換会みたいなのができればいいなと、そういうような意味でちょっと入れさせていただいていますので、やり方等についてはまた御意見をいただければなというふうに思っています。

根本委員 三者がそろったところで何力所に入るかわからないけれども、やるということだって考えられるわけでしょ、ということだよ。要するに、区民の皆さんの意見を積極的に途中で聞いていこうという。

吉住委員 決める必要はない話、まだ先の話なんであれなんですけど、なぜこんなことを聞くかという、やはりここも区民の皆さんに全部お任せするというのであれば、逆にかかわっていくことはなくて独自にこっちで研究していけばいいんですけど、ここに一緒に立ち会って話をしなきゃいけないとか、その場になきゃいけないということであれば、何でこの日だけ来たのという話になるのも区民検討組織の人からしたらおかしい話なんで、目立つところだけ議員さんは来るんですかと。まるで新年会のパトロールの打ち上げだけ来るようなものですから、そういう意味

でちょっと。かかわり方をどうしなきゃいけないというのも、ここがどういうふうにするかによって変わってくると思いますので、ちょっとそういう意味で聞きました。別にきょうはいいです。

久保委員 ずっと心配していたことなんだけれども、32名ができたときのこの組織の運営要綱というのを少なくともどこかが出してあげなかったら一体どうなるんだろうと。32名集まって、みんなで仮座長だれか、それを声かける人だて一体だれなのと。少なくとも、何でも区民に任せようというのは親切なようで不親切ですよ。運営要綱案ぐらいこちらでつくってやらなかったら、32名、どうしていいかわからないはずですよ。それだけはぜひ考えておいていただきたい。

辻山座長 私もちょっと素案を出しかかったんですけども、区民検討組織の黄色い左側の枠の中で規模、おおむね32人とあって、それにプラスオブザーバーとして検討連絡会議と入れておいていただかないと、例えばその上の星印のところに「『検討連絡会議』座長は、区民検討組織にかかわることとする」とだけ書いてある。私だけ行くのというふうな感じでちょっと寂しいので。何か位置づけておかないと、出ていって物を言ったときに何なのと、議員だからと口出しするわけと言われるのは大変困りますよね。

だから、メンバーなんだと。それは多分オブザーバーぐらいになると。正式メンバーはやはり区民の会議というふうにしておくんでしょうが、何か位置づけておいていただいて、最初、僕の素案では部会のファシリテーターといいましょうか、運営みたいなのを6名の議員の方が中心になって、行政のほうは企画政策課がつかますのでね、そこでファシリテートでもしてもらったらどうかという話をしましたけれども、毎回出なきゃいけないし、もっと楽な立場のほうがいいかなということも思っています。そのためには部会をつくったら、その司会をだれがやるのかというようなことについてのやはり進め方の絵がかけないと、さあ、どうぞ勝手にやるといってわけには多分いかないだろうなと。そこはこれから少し実際の運営が始まるまでに考えておかなきゃいけないところだと思いますね。

さて、あとはよろしいでしょうか。そうしますと、これ、日程はもう決まっていたんですけど、次回決まっていると。

根本委員 2月12日というのは決まっています。第4回検討連絡会議。

辻山座長 そこで10カ所の地域懇談会の場所と日程を固めるということと、それからそもそこの会議は何のために開いているんだと。条例はどういうものにしていくかということについてそれぞれ意見表明して、考え方をできるだけ共有していこうということに中心的な議題を置きたいと考えております。それでいいですかね。

2月12日は会場が変わります。第三委員会室になりますということでございますので、お間違えのないように。

それでは、次回、できれば私も自分なりの考え方を用意してまいろうと思いますが、皆さんもそれぞれ一言ずつ意見開陳をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、きょうはこれでおしまいにします。

どうもご苦労さまでした。

散会 午後 3時31分